

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年1月18日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年2月1日から同月21日まで縦覧に供する。

平成25年1月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 小池地区	高松市創造都市推進 局産業経済部土地改 良課
”	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 牢ヶ谷池地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 山ノ神地区	”
香南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上出水地区	”
高松市下笠居土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 小坂中池地区	”